

白川町告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、町道の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和7年12月19日から2週間白川町役場において一般の縦覧に供する。

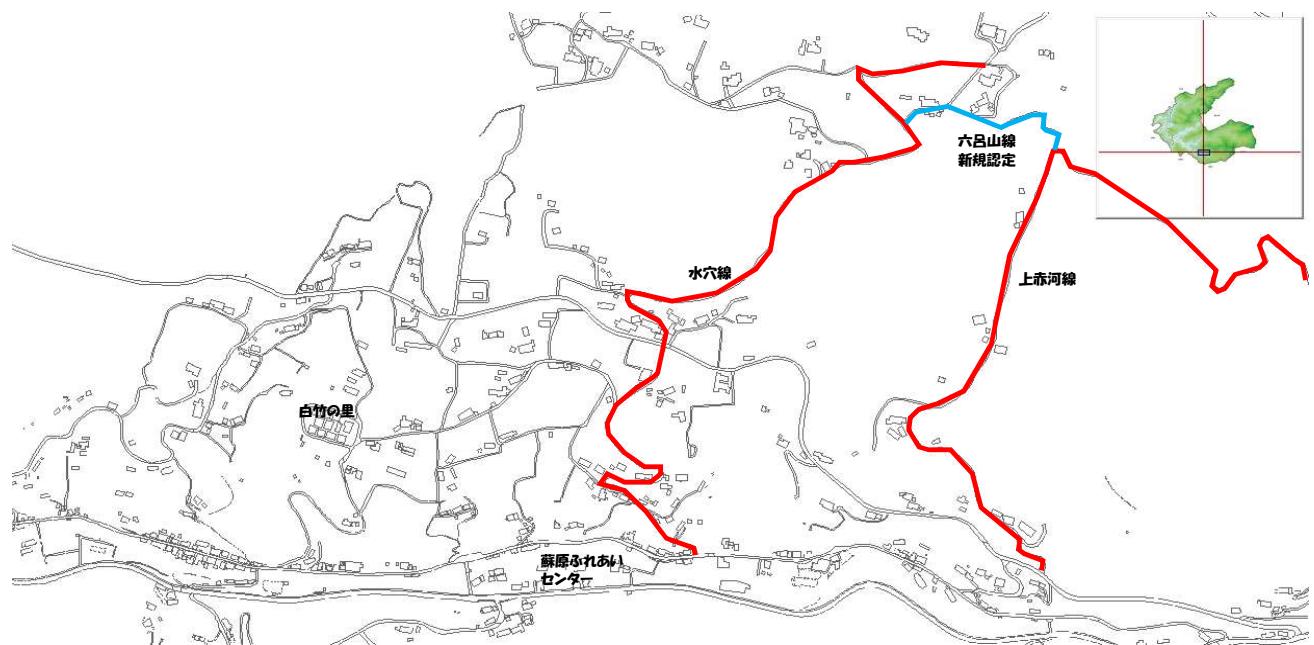
令和7年12月19日

白川町長 佐伯正貴

1. 路線名 六呂山線
2. 道路の区間 赤河字水穴592番地32から赤河字六呂山466番地12まで
3. 道路の概要 別紙表示のとおり

## 町道路線の認定について

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長	供用開始した図面を縦覧する場所	供用開始した図面を縦覧する期間
町道	六呂山線	3.0m-7.5m	352.1m	白川町役場 建設環境課	令和7年12月19日～ 令和8年1月1日



白川町告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、町道の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和7年12月19日から2週間白川町役場において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

白川町長 佐伯正貴

整理番号	路線名	起点	終点	供用開始日
392	六呂山線	赤河字水穴 592 番地 32	赤河字六呂山 466 番地 12	令和7年12月19日